明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（財務・国土交通一）　一

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一〇）　二

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務二七〇）　三

○電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第四条第一項に規定する業務を行う者として指定した者の主たる事務所の所在地を変更する件（同二七一）　三

○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の全部を改正する件（厚生労働一七二）　三

○薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（同一七三）　四

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（農林水産一〇八三）　四

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（同一〇八四）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（同一〇八五～一〇八七）　四

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条第一項及び第六十六条の地方運輸局等を指定する告示の一部を改正する件（国土交通五五四）　四

○砂防法第二条の土地を指定する件（同五五五、五五六）　四

○一般財団法人日本舶用品検定協会から登録事項の変更の届出があった件（同五五七～五六一）　五

○船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検査機関の登録を更新した件（同五六二）　五

○一般社団法人日本海事検定協会から変更の届出があった件（同五六三）　五

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく登録確認機関に関する件（海上保安庁一一二）　六

○道路に関する件（中国地方整備局一〇七～一一〇）　六

○道路に関する件（四国地方整備局五四）　六

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　法務省　会計検査院　北海道　新潟県　静岡県　福岡県　七

〔叙位・叙勲〕　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕

官庁事項

太田川水系河川整備計画の策定について（中国地方整備局）　九

沖縄総合事務局公示（沖縄総合事務局）　九

一般船舶保障契約証明書の無効について（北海道運輸局）　九

法　務

公証人任免（法務省）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、土地家屋調査士懲戒処分関係　一〇

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　一〇

会社その他

教育職員免許状失効関係　一〇

省　令

○財務省・国土交通省令第一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月三十日

財務大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　大畠　章宏

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十九年財務省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「法第十七条第二号」を「法第十七条第一号及び第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定により積み立てられた責任準備金（同項第二号に掲げる保険関係に係るものに限る。）では、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、主務大臣の定めるところにより、責任準備金を追加して積み立てなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十二年四月一日に始まる事業年度の決算から適用する。

○環境省令第十号

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）の施行に伴い、及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十八条第三号の規定に基づき、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月三十日

環境大臣　松本　龍